漁業地域の災害応急対策 ～迅速な災害応急に向けて～

災害が発生したとき、その被害の拡大を防ぐためには、国・地方公共団体や自主防災組織等、そして地域住民一人ひとりの迅速な対応が求められます。

被害状況の収集・分析

▼

被害状況の伝達・交換 ◀ 関係者や関係機関への情報伝達・情報交換

▼

災害応急対策実施体制の確立

- 避難の勧告または指示
- 消　防
- 被災者の救難・救助
- 緊急輸送の確保（公共施設の応急復旧・水産物流通機能の確保）

被害の状況や規模等の情報を迅速に調査・収集・伝達

- パトロール等により、岸壁、臨港道路等漁港施設等の被害情報の収集、施設機能の点検
- 地域住民や漁港利用者、関係機関に情報を伝達・交換

生命・安全性の確保のための応急措置の実施

- 地域住民や施設利用者の緊急避難、誘導
- 二次災害防止のための、危険箇所の立ち入り禁止措置や応急修繕

緊急輸送ルートの確保と公共施設の応急復旧

- 緊急避難や緊急物資輸送のためのルートを確保、水産物流通の拠点における水産物流通機能の確保、岸壁、道路等の応急復旧工事の実施
- 円滑な漁業活動再開に向けての施設管理者や漁業関係者との調整

災害復旧事業

事業名	漁港 外郭施設	漁港 水域施設	漁港 係留施設	漁港 輸送施設	漁業 共用利用施設※2	漁村 共用利用施設※4	漁村 漁業集落排水施設	漁村 水産物流通施設	漁村 緑地・広場施設	漁村 防災安全施設	海岸 海岸施設※1	海岸 大規模漂着流木等処理	事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率
漁港関係公共土木施設災害復旧事業（負担法）	○	○	○	○							○		・国 ・都道府県 ・市町村	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 1箇所120万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 1箇所60万円以上の工事	本土 2/3 離島 4/5 その他 4/5
漁業用施設災害復旧事業（暫定法）	○※3	○※3	○※3		○								・都道府県 ・市町村 ・水産業協同組合	・1箇所40万円以上の工事	6.5/10
農林水産業共同利用施設災害復旧事業（暫定法）						○							・水産業協同組合 ・営利を目的とない法人 ・都道府県 ・市町村	・1箇所40万円以上の工事	2/10
災害関連事業	○	○	○	○							○		・都道府県 ・市町村	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 1件800万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 1件600万円以上の工事	①漁港 5/10以内 ②海岸 本土 1/2 離島 5.5/10 （北海道・奄美2/3、沖縄6/10） その他 5.5/10～2/3
災害関連漁業集落環境施設復旧事業							○	○	○	○			・都道府県 ・市町村	負担法若しくは暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設 ・受益戸数2戸以上 ・工事費200万円以上	5/10以内
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業											○		・都道府県 ・市町村	・工事費200万円以上 ・海岸保全施設内に漂着 ・海岸保全施設の区域及びこれらの施設から1km以内の区域に漂着 ・漂着量が1,000㎥以上	5/10以内 （補助対象となる処理量は、漂着量の70%）

※1 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
※2 消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路、直定基質（水産動植物の定着のための独石工、コンクリートブロック工、敷砂工）
※3 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設
※4 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの（水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設）
地方公共団体の所有に係るもの（種苗生産施設、公害防止施設）
※5 植栽を除く

漁業地域の災害復旧・復興 ～円滑な災害復旧・復興を目指して～

水産関係土木施設の災害復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）」と「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」、および災害関連事業（予算補助事業）に基づいて実施されます。

「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための工事を施行することも含む）です。

水産関係土木施設等災害復旧事業の概念図

災害復旧事業（負担法）の手続きフロー

災害発生 ▶（応急工事協議）▶ 災害速報（一週間以内）▶（応急工事実施）▶ 災害状況報告書提出（一ヶ月以内）▶（査定日程協議）▶ 国庫負担申請書提出（60日以内）▶ **災害査定** ▶（保留協議）▶ 災害復旧事業の決定（冬）▶（事業実施（施越工事））▶ 予算措置（補正予算）▶ 割当内示（通知）（例年一月頃）▶ 実施計画協議（例年二月頃）▶ 交付申請書の提出（例年三月頃）▶（事業実施）▶ 国庫負担率の決定 ▶（設計変更協議）▶ 実施計画変更協議 ▶ 事業完了 ▶ 成功認定申請書提出 ▶ 成功認定検査 ▶ 負担金額の確定

水産関係土木施設災害復旧事業に係る地方財政措置（公共土木施設・漁業用施設）

区分	対象施設等	標準国庫負担割合	事業主体負担割合	起債充当率（%） 現年	起債充当率（%） 過年	基準財政需要額算入率（%）	1箇所の工事費
補助災害復旧事業債	公共土木施設	2/3	1/3	100	90	95	都道府県及び政令指定都市 120万円以上 市町村 60万円以上
	漁業用施設	6.5/10	3.5/10	80	70	95	都道府県、政令指定都市、市町村及び漁業協同組合 40万円以上

注）起債充当率の欄は、100%のものを除き、各充当率に「おおむね」を付する。

激甚災害指定基準（本激）

公共土木施設災害復旧事業に係る本激の指定基準はAとBの2つの基準があり、AまたはBに該当すれば本激に指定される。

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章（第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A基準 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B基準 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%の都道府県が1以上 又は 県内市町村の査定見込額＞県内全市町村の標準税収入×5%の県が1以上

局地激甚指定基準（局激）

公共土木施設災害復旧事業に係る局激の指定基準は、表中のとおり

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章（第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く） ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

漁業災害補償制度【漁業共済組合】

漁業者がその営む漁業につき不漁に見舞われたり、自然災害により損害を被ったときなどに、保険（共済）のしくみに基づき、予め加入することによりその損失を補償する制度。

漁業災害補償制度の種類と内容

種類	事業の内容
漁獲共済	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。
養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。
特定養殖共済	特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償する。

被害漁業者等に対する金融措置【農林漁業金融公庫資金】

経営再建及び収入減補てんに必要な資金、施設等の復旧に必要な資金の融通。

資金の種類

種類	資金使途
沿岸漁業経営安定資金	災害等における沿岸漁業者の経営再建費及び収入減補てん費
農林漁業施設資金	水産施設の復旧（漁船を含む）
漁業基盤整備資金	漁港施設の復旧、漁場の復旧
漁船資金	沈没により滅失した漁船又は破損により使用不能となった漁船の代船の建造又は取得